

国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (その他の給与) 第4条 看護技術員には、年俸のほか職員の例に準じて通勤手当、住居手当、超過勤務手当を支給する。</p>	<p>本則 (その他の給与) 第4条 看護技術員には、年俸のほか職員の例に準じて通勤手当、住居手当、超過勤務手当、<u>入試手当</u>を支給する。</p>	

附 則(令和3年1月28日経規程第42号)

この規程は、令和3年1月28日から施行し、令和2年度に実施する入学試験に係る入試手当の支給から適用する。